

法 令 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号 改正 平成26年5月30日法律第46号)
制度の趣旨	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。(法第1条)
規制内容等	○特別保護地区ー環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。(法第29条第1項) ○特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りではない。(法第29条第7項) 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 二 水面を埋め立て、又は干拓すること 三 木竹を伐採すること ○「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を指定した件」(平成15年4月15日徳島県告示第315号) 一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの 二 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐 三 次に掲げる工作物の設置 イ 住宅及びこれに附属する工作物 ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑 ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎 ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設 ホ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所 ヘ その高さが5メートル以内の展望台 ト その延長が500メートル以内の歩道 チ その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設 リ その面積が15平方メートル以内の公衆便所 ヌ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物 ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物 ヲ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物 ワ 自然木を利用した仮設軽索道 カ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
許可基準	都道府県知事は、許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第7項の許可をしなければならない。(法第29条第9項) 一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき
許可手続	(許可手続) ○法第29条第8項の許可申請 申請者 $\xrightarrow{\text{申請}}$ 東部農林水産局 $\xrightarrow{\text{進達}}$ 鳥獣対策・ふるさと創造課 └ $\xrightarrow{\text{申請}}$ 各総合県民局
照 会 先	農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課(088-621-2262)